志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の 制定について

志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を次の とおり提出する。

> 令和 6 年 2 月 2 8 日 提 出 志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市阿児の松原地域活性化センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 住みよい地域社会を形成し、地域の活性化及び市民間の交流促進に 資するため、志摩市阿児の松原地域活性化センター(以下「地域活性化セ ンター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 地域活性化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 志摩市阿児の松原地域活性化センター
 - (2) 位置 志摩市阿児町甲賀8番地18

(職員)

第3条 地域活性化センターに、必要な職員を置くことができる。 (休業日)

- 第4条 地域活性化センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、 7月1日から8月31日までの間は、休業日を設けないものとする。
 - (1) 每週月曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又 は臨時に休業日を設けることができる。

(利用時間)

第5条 地域活性化センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

- 第6条 地域活性化センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、規則で定める利用券の交付を受けた者については、その交付を受けたときに当該許可を受けたものとみなす。
- 2 前項前段の規定は、許可された事項を変更しようとする場合に準用する。
- 3 市長は、地域活性化センターの管理上必要があるときは、第 1 項の許可 に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

- 第7条 市長は、前条の許可を受けようとする者又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をせず、又は利用の停止を命じ、若しくは既にした利用の許可を取り消すことができる。
 - (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) その利用が施設又は附属する設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的な不法行為を行うおそれの ある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) その利用がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は そのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域活性化センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

- 第8条 第6条第1項の許可を受けた者(同条第2項で準用する場合を含む。 以下これらを「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなけれ ばならない。
- 2 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号

- のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を環付することができる。
- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかったとき。
- (2) 利用者が利用前にその取消し又は変更の申出をし、市長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 (指定管理者による管理)
- 第10条 地域活性化センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定 するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により地域活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、地域活性化センターの休業日及び利用時間を変更することができる。
- 3 第 1 項の規定により、地域活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 6 条及び第 7 条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第 11 条 前条第 1 項の規定により地域活性化センターの管理を指定管理者 に行わせる場合は、次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) 地域活性化センターの利用の許可に関する業務
 - (2) 地域活性化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の 徴収に関する業務
 - (3) 地域活性化センターの施設及び附属する設備の維持管理に関する業務
 - (4) 地域活性化センターの利用促進に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が地域活性化センターの管理上必要があると認める業務

(利用料金)

- 第12条 第10条第1項の規定により、地域活性化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。
- 2 利用料金の額は、第8条第1項に定める使用料の額の範囲内において、 指定管理者が市長の承認を得て定めた額とする。

3 指定管理者は、第 9 条及び前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ市長 の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又 は還付をすることができる。

(利用料金の収受)

第 13 条 市長は、前条の規定により納付された利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、その利用が終了したときは、直ちに利用した地域活性 化センターの施設及び附属する設備を原状に回復して返還しなければなら ない。第 7 条の規定により利用の停止を命じられ、又は利用の許可を取り 消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第15条 地域活性化センターの施設又は附属する設備その他物件を損傷し、 若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第 16 条 地域活性化センターの利用において、物品等の災害、盗難その他 市の責めに帰さない事由によって生じた損害については、市はその責めを 負わない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (志摩市阿児の松原スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 志摩市阿児の松原スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成 16年志摩市条例第191号)は、廃止する。

別表(第8条、第12条関係)

1 ミーティングルーム

区分	市内	市外
1 時間	500 円	1,000 円

2 駐車場

区分	使用料(1回)	駐車ができる自動車等
1 台につき	1.500 円1	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3
		条に規定する普通自動車

3 その他の使用料

利用品目	料金
シャワー	1 回 300 円